長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者　馬場 隆
購読料一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

県立学校の教育職員の勤務時間について上限設定へ

給特条例改正等についての県教委交渉

速報で既報のとおり、県教委は2月5日、「教育職員の業務量の適切な管理等について条例に規定し、その措置について教育職員の含む監督を行う教育委員会規則に委任する規定を定める」という内容で給特条例を改正したいと高教組に提案しました。その際、教育委員会規則で規定する内容と、その教育委員会規則に基づいて策定する「長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」(以下、「上限に関する方針」)及び「上限に関する方針」を具体的に進めるための「アクションプラン」の案が提示されました。

「在校等時間」と補習や模試の業務との関係

別掲のとおり、条例改正案や教育委員会規則の条文案には、「在校等時間」の記述はありませんが、文科省が指針の中で「在校等時間」の考え方を示し、そこから所定労働時間を除いた時間を「上限」の範囲内にするとしているため、県教委も「上限に関する方針」案の中で「在校等時間」を定義し、その説明の中で、補習や模試はPTA主催の業務なので、その業務の時間は「在校等時間」から除くという考え方を示しました。高教組は、「補習や模試の業務も、進路指導部などが計画し、担当の教職員も決め、職員会議などで確認して実施しており、『校務』にあたる。これらの時間も含めて『在校等時間』を捉えなければ、学校の実態に反する」と厳しく批判しました。これに対して県教委は「実態はそれに近い形で運営されているかもしれないが、形としてはPTAが学校に依頼して、それを受けて学校が計画しているという流れになっている」「謝金が出されている業務を公務と見なすのは困難」などと主張して、12日の交渉でも平行線のままでした。

補習等も含めて勤務時間管理を行い縮減を目指す

県教委は、補習等を「在校等時間」から除くという姿勢は崩しませんでしたが、「『教育職員の健康及び福祉の確保を図ること』を謳うのであれば、補習等を含めた超勤が減らなければ意味がない」という高教組の主張は認め、「これまでと同様に補習等を含めて勤務時間管理を行う」「『アクションプラン』に記載する数値目標も補習等を含めた超勤縮減の目標とする」と回答しました。

具体的には、これまで同様、補習や模試の時間も含めて出勤・退勤の時間を「出退勤管理システム」に入力して、補習や模試の時間も含めた超勤の時間を毎月集計し、目標に照らして超勤縮減のとりくみがすすんでいるのかどうかをチェックすることになります。一方で、「在校等時間」の記録としては、「出退勤管理システム」の編集機能で、「在校等時間」から除く時間として補習等の時間を入力し、「在校等時間」の集計が行われることになります。

超勤縮減の取組強化を前提に条例改正に同意

高教組は、給特条例の改正そのものは「教育職員の健康及び福祉の確保」が趣旨であること、条例改正案や教育委員会規則の条文案には「在校等時間」の定義がないことを確認した上で、教職員の長時間労働是正のとりくみが強化されることを前提に、条例改正案の上程には同意しました。その際、「補習等は『在校等時間』から除く」という県教委の回答は受け入れないという立場を明確に表明しました。

同時に、長時間労働是正のとりくみを強化するという点では、県教委が示した「アクションプラン(案)」は、極めて不十分であり、教職員の増員と業務の削減を軸にとりくみを強化することを強く求めました。県教委は「『アクションプラン』は随時改定していく」と回答していますので、今後も実効あるとりくみになるよう要求していきますが、当面、「アクションプラン(案)」に記載されている業務削減の取組例を各学校で検討して、業務削減をすすめることも重要です。

「アクションプラン(案)」での業務削減の取組例
- ○校内研修や紀要発行の工夫
- ○周年行事の在り方の検討
- ○復命書、起案文書決裁の簡素化
- ○オープンスクールや学校説明会の回数、時間帯の検討
- ○定期考査・実力考査の回数等の見直し及び採点日の設定等

【給特条例に追記される見込みの規定の大要】

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間に行う業務の量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法7条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

【教育委員会規則に追記される見込みの条文の大要】

第○条　教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を除いた時間(高教組注：超過勤務の時間)を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一　1か月について４５時間

二　1年について３６０時間

2　教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を除いた時間(超過勤務の時間)を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一　1か月について１００時間未満

二　1年について７２０時間

三　1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月の平均時間について８０時間

四　1年のうち1か月において正規の勤務時間以外の時間において４５時間を超えて業務を行う月数について6か月

※下線部についての解説

上記の条文例は文科省が示したものですが、文科省が公表しているQ&Aでは、「例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、または生じるおそれがある場合」と例示し、あくまでも「通常予見することできない」場合であって、通常の業務で忙しい場合は該当しないことを示しています。

フレックスタイム制導入の条例改正案を県議会に上程へ

県教委は、給特条例改正とともに、フレックスタイム制を導入するための勤務時間条例の改正を提案しました。県教委が提示したフレックスタイム制の概要は次のとおりです。

【対象者】

育児や介護を行う教職員及び障害を持つ教職員

【勤務時間の割振り方】

コアタイム(全ての職員に共通する勤務時間帯)の前後に教職員の申告に基づいて始業時刻・終業時刻を設定する(1週あたりの平均勤務時間が38時間45分になるようにすることが前提)。

※コアタイム

定時制夜間以外は10時～14時45分。定時制夜間は17時～21時

【単位期間】

1週間・2週間・3週間・4週間から選択する。繰り返すことも可能。

【手続き】

利用を開始する日の1週間前までに単位期間における勤務時間等について校長に申告し、校長は公務運営に支障がない範囲で勤務時間を割振る。

高教組は、フレックスタイム制導入の目的が「多様な勤務形態の選択肢を用意すること」であることを確認した上で、条例改正案の上程に同意しました。県議会で可決されれば、4月から利用が可能になります。

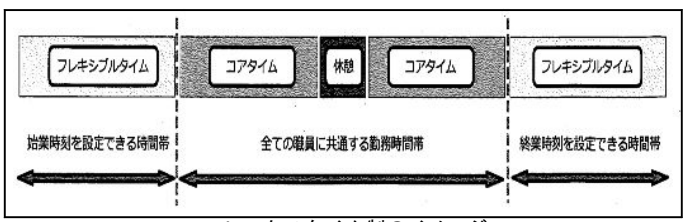

フレックスタイム制のイメージ

「交流を通してみんなの想いを感じることができました」

全国青年教職員学習交流集会「TANE!」に長崎高教組から4人参加

今年度の全国青年教職員学習交流集会「TANE!」は、2月1日～2日に、東京の全教会館で開催され、全国各地から226人の青年教職員が集まりました。長崎高教組からも4人の青年部組合員が参加しました。

1日目は、まず全体会で「学校って何？～なんで勉強するの？～」というテーマで、若手教職員と大学生、大学教員によるトークセッションが行われました。その後、校種別・テーマ別の分科会に分かれ、「ブラック校則のこれから」、「生徒作文と学級通信・集団づくり」等の青年レポーターによる実践報告と経験交流や意見交換が行われました。2日目は、「組合ってなに？」、「子ども理解と発達保障」、「貧困の中で生きる子どもたち」等、9つの講座に分かれて学習を深めました。

【長崎からの参加者】（右から）末永さん（翔南）、渋谷さん（豊玉）、末永さん（長工全）、下岸さん（佐工全）

以下、長崎高教組からの参加者2人の感想を紹介します。

末永康一さん（長工全）

私は1日目「ブラック校則のこれから」、2日目「組合って何？」に参加させていただきました。ブラック校則では主に中学校の先生達の思いを聞くことができ、後半はグループディスカッションを行い、色々な校種の先生方とそれぞれの校則の矛盾しているところや指導方法などを議論することができました。県によって、学校によって校則が全然違うことを知りいい勉強ができました。

2日目は、組合に加入してまだ少ししかたっていないため組合についての講義を聞きにいきました。青年部が協議を重ねて作成した動画が分かりやすく理解を深めることができました。過去の歴史や今の現状を知ることができ必要性を感じることができました。色々な先生方との交流を通して、みんなの想いを感じることができました。まだまだ私自身も勉強して今後の活動にいかしていきたいと思います。

末永涼子さん（翔南）

全体トークセッションについて

最初にさくらももこさんの「コジコジ」を視聴しました。コジコジみたいな生徒が学校にいても、「変わった子」「発達に問題がある」と周りから見られると思います。しかし、そのような生徒の良さを生かすのも殺すのも、教育者の関わり方次第だと思います。私たちは生徒一人ひとりの人生に大きく関わる大人の一人として責任を持たなければならないと改めて思うことができました。

日頃、仕事をしている中で「いい先生」「いい生徒」って何だろうと考えることがよくあります。いい先生でなければならない、いい生徒を育てなければならないと周りから要求されているような気がして、自分しかできない生徒との関わり方ができていなかった気がします。答えを探さなければならないと思っていましたが、答えはないのだと思うことができました。

講座「貧困の中で生きる子どもたち」について

私は、大学で社会福祉を学び、児童福祉の道に進みたいと思っている時期がありました。しかし、大学の先生に相談すると「児童福祉の道は、かなり厳しい。今すぐに進路を考えるのではなく、他の福祉の道に進んだ後、それでもまだ気持ちがあったら考えてみたら。」とアドバイスを受けました。実際、福祉の実習に行き、利用者さんを目の前にすると「かわいそう」と同情している自分がいて、このような気持ちで関わることは利用者さんに失礼だし、福祉の仕事は自分には向いてないのかもしれないと思い、教育の現場で働くことを選択しました。

しかし、教育の現場で働いてみると、生徒や保護者の中には様々な課題（障害・貧困・DV・虐待・性的マイノリティ等）を抱えている人々が多くいました。大学で資格を取得し知識だけはありますが、それを活かしきれてないと感じています。教育と福祉は、本来は同じ方向性で密に関わっていなければなりませんが、現状は違います。そのような現状を、少しでも変えることができるように、今日聞いたお話を忘れずに、しっかりと前を向き子供たちと向き合っていきたいと思いました。

全国各地から集まった青年教職員

ジェンダーの視点からビジュアル情報を読むと・・・

2・11 ヤスクニ共闘学習講演会

ヤスクニ共闘（長崎県靖国法案阻止共闘会議・議長：寺田高教組書記長）は、2月11日に長崎県勤労福祉会館で『靖国』と『侵略』を考える市民のつどい」を開催し、約130人の市民（高教組からは3人）が参加しました。

今年度は、フォトジャーナリストの大藪順子（おおやぶ・のぶこ）さんを迎え、ビジュアル情報から見る日本社会と性暴力の関係について講演がありました。自らも性暴力に遭い、その後、性暴力被害者の取材を続けている大藪さんは、性暴力では「なぜあなたはそんな所にいたのか」などと被害者が責められ続けてきたと指摘。「暴力は加害者の意思でしか起こらない。加害者は3～5年の刑を受けて終わりだが、被害者は終身刑だ」と語り、性暴力被害者を取り巻く社会の状況を厳しく批判しました。

長く在住しアメリカ社会のジェンダー問題に詳しい大藪さんは、アメリカでは子どもたちに「強くて賢い女の子」をマンガ等でビジュアル化し「刷り込み」しているとサンプルを用いて説明しました。このアメリカのビジュアルの使い方と対比させながら、スクール水着の女子生徒をモデルにし県産品をPRする自治体のポスターや、極端に短いスカートの女子高校生のイラストで自衛官を募集するポスター等を示し、「誰の目線でこれがつくられ、子どもたちに刷り込まれているのか。日本では女の子たちが商品化されている。それに私たちが気づいているでしょうか。」と訴えました。

多岐にわたって問題を抱えている日本の社会のあり方を、あらためて考えるきっかけとなったつどいでした。

全国の各組織のとりくみに元気をもらった全教定期大会

2月8日、9日に東京で開催された全教第37回定期大会に、長崎高教組から鍛治委員長と今泉副委員長が参加しました。以下、今泉副委員長からの報告です。

冒頭、全教の小畑雅子中央執行委員長が、「憲法と子どもの権利条約にもとづく教育の実現を」「長時間過密労働解消のために、1年間の変形労働制の導入ではなく、『せんせいふやそう』の世論を職場・地域で広げよう」「『新たな3か年計画』の成功で、子どもと教育の未来を切り拓こう」の3点で力強いあいさつを行いました。「子どもたちは誰かのため、何かのためではなく、一人一人が成長、発達していくという権利を有している。それを支えていくことが教育の本質であるはずだが、今は政治や経済界によってその本質がゆがめられている。改訂学習指導要領は、国と財界のための人材育成を進めようとする戦後最悪の学習指導要領である。」と厳しい言葉で、問題点を指摘しました。

2日間に渡って、各組織の代議員によって活発な討論が行われました。臨時教職員の空白の1日はほとんどの組織から解消したという報告があり、ようやく扶養手当を勝ち取った本県の状況は周回遅れの感さえしました。

拡大の問題は、拡大があまり進んでいない本県からすると、100人規模で拡大している組織があるのは驚きでした。「ベテランの先生が、何が問題で何が問題でないかを語ってくれる。」「組合の学習会は、ありのままの失敗が受け入れられる。」「生徒がついてこないのはなぜか考えるところに学びがある。」「仲間がいると学びが深まる。」「身近な組合員の活動が、組合のイメージになる。」「若い先生方は、スタンダード化された教育を押し付けられている。」などの発言が印象に残りました。これらの発言の中に拡大の切り口があるように思えました。また、SNSを使った若手向けの情報発信や分かりやすいパンフを使って拡大を行っている組織もあり、今後参考にしたいと思います。

長崎高教組からは、鍛治委員長が「長崎高教組新3か年計画」を中央委員会で決議し、増やす人を増やすことで拡大に取り組んでいくという決意を述べました。

全教は来年度に結成30年を迎えます。思えば、30年前の結成大会に私は出席しました。それ以来の定期大会の出席でしたが、各組織の討論を聞いていると、とても元気をもらいました。「各組織でのとりくみを長崎高教組も参考にし、これからの活動に生かしていきたい。」という思いで帰ってきました。

全教大会で発言する鍛治委員長